

物 件 売 買 契 約 書

- 1 件 名
2 規 格
3 数 量
4 契 約 金 額

	十億			百万			千			円
--	----	--	--	----	--	--	---	--	--	---

(取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む)

- 5 契 約 保 証 金 財務規則第 1 1 7 条第 3 号により免除
6 支払時期及び方法 納品検収後一括払い
7 納 入 期 限 令和 年 月 日
8 納 入 場 所 東大阪市指定場所

令和 年 月 日

発注者 東大阪市荒本北一丁目 1 番 1 号
東大阪市
代表者 東大阪市長 野 田 義 和



受注者 所在地
会社名
代表者



上記事項及び裏面の条項により契約を締結するものとし、この契約書 2 通
を作成し、当事者記名押印の上、各 1 通を保有する。

第1条 受注者は、発注者の指定する場所に物件を納入しなければならない。

第2条 受注者は、物件の納入前、発注者に届け出て、発注者の定める日時に検査を受けなければならない。

2 第1項の検査に合格しなかった物件は、受注者の負担をもって、速やかに引き取らなければならない。

第3条 物件の品質、構造、形状、寸法はすべて別紙図面明細書、仕様書及び指図通りであって発注者の検査に合格するものに限る。

2 前項の検査に対しては受注者は異議の申立はできない。

第4条 受注者が契約にもとづいて物件を搬入した場合でも検査合格前に起った物件の亡失毀損等はすべて受注者の負担とする。

第5条 天災地変その他正当の事由により履行遅延のおそれがあるときは、直ちにその事由を届け出て納入延期の承認を求めなければならない。

第6条 発注者は、受注者が自己の責に帰すべき事由により、契約期限に、債務の履行を怠ったときは、契約金額又は遅延部分に対する代価について、当該契約締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延損害金を徴収することができる。

第7条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第3号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、契約金額の100分の3に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り上げた額。）以上とする。

3 受注者が第1項第3号に掲げる保証を付す場合は、当該保証は第11条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

4 第1項の規定により、受注者が同項第2号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第3号に掲げる保証をしたときは、契約保証金の納付を免除する。

第8条 発注者は物件が納入されるまでの間は、次条又は第10条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

第9条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な事由がなく契約を履行しないとき又は契約期間内に履行の見込みがないとき。

(2) 契約の履行について職員の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨げたとき。

(3) 正当な理由なく、第14条第1項の履行の追完がなされないとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

第10条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 契約の締結又は履行について、不正な行為があったとき。

(2) 第15条の規定に違反して売買代金債権を譲渡したとき。

(3) この契約の目的物を納入することができないことが明らかであるとき。

(4) 受注者がこの契約の目的物の納入の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(6) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行しないでその時期を経過したとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に売買代金債権を譲渡したとき。

(9) 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員、その支店又は営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

(10) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

(11) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(12) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

(13) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(14) 受注者が、破産手続開始の決定を受け又は契約を締結する能力を有しない者となり若しくは居所不明となったとき。

第11条 次の各号のいずれかに該当する場合で、受注者の責めに帰すべき事由であるときは、受注者は、契約金額の100分の3に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならないものとし、なお発注者に損害のあるときは、発注者は受注者にその賠償を請求することができる。

(1) 第9条又は第10条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責に帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

2 前項の場合において、第7条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、第1項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

第12条 受注者は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、契約金額の100分の3に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。納入後も同様とする。

- (1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (2) 受注者（法人にあっては、その役員又は使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第89条第1項に規定する刑が確定したとき。

第13条 受注者が第6条の遅延損害金又は第11条若しくは第12条の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、民法（明治29年法律第89号）第404条第2項に定める割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

第14条 本契約物件の引渡後、その物件が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであった場合は、発注者の請求に基づき、受注者は目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完をなす義務を負うものとする。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 物件の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

第15条 本契約から生ずる権利について、受注者は、発注者の承認がなければ、第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

第16条 本契約に関する費用は受注者の負担とする。

第17条 新型コロナウイルス感染拡大、およびその防止のための対応に伴う業務内容の変更、費用の増減、その他本契約への影響については、発注者受注者が誠意を持って協議のうえ対応する。

第18条 この契約に定めない事項及び疑義の生じた事項については、関係法令及び東大阪市財務規則に従うものとし、その他は発注者と受注者とが協議のうえ定め、協議がととのわないときは、発注者の認定するところによる。